



備えましたか？ 住宅用火災警報器

平成23年6月1日から既存住宅も設置が義務付け

2 2階立て 寝室が2階に
一室のみの場合



1 1階立て 寝室が一室のみの場合

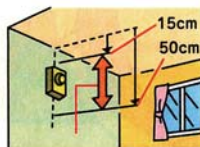
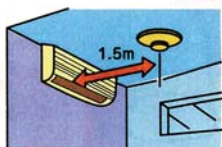


3 3階立て 寝室が1階及び
2階に一室のみの場合



共同住宅などで自動
火災報知設備（または
スプリンクラー設備）
が寝室等に設置され
ている場合は、住宅
用火災警報器の設置
が免除となります。

住 = 住警器又は感知器を示す。



住宅用火災警報器には、周囲の空気が一定濃度以上の煙を含んだときに作動する「煙式」、周囲の空気が一定温度以上になったときに作動する「熱式」があります。今回義務設置となったのは煙式です。
電源は、「電池」によるものと「交流電源」によるものがありますが、取り付けが簡単な電池式をおすすめします。

住宅用火災警報器には、
どんな種類があるの？

ホームセンターや家電販売店、消防用設備業者等でお買い求めただけです。国の性能基準に適合していることを日本消防検定協会が鑑定し、合格した商品にはNSマークが表示されます。

どこで買えばいいの？



住宅用火災警報器には、
どんな種類があるの？

「寝室」
普段就寝している部屋には設置しなければなりません。
※時々来客が就寝する部屋には設置義務はありません。

「階段」
2階に寝室がある場合は、2階の階段部分に設置が必要です。
3階のみに寝室がある場合は、階段の3階部分と1階部分に設置が必要です。

「廊下」
寝室が無くても床面積が7㎡（約4畳半）以上の部屋が5以上ある階は、廊下（廊下の無い場合は階段）に設置が必要です。

「台所」
設置義務はありませんが、設置をおすすめします。ただし、料理等で煙が出ますので「熱式」がおすすめです。

「その他」
天井設置の場合は、壁から60cm以上離してください。エアコンの吹き出し口がある場合、1.5m以上離してください。壁設置の場合は、天井から15〜50cmの間に入れてください。
※住宅の状況によって、様々なケースが考えられますので、詳しくは消防署にお尋ねください。

悪質業者には注意してください！

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、身分を偽って購入をせまるケースが発生していますが、消防署など公的機関が購入をせまることは決してありません。また、「未設置だと罰金がある」等と偽った不適正な訪問販売や、電話勧誘による被害の発生が懸念されます。悪質業者にだまされないように注意してください。

不審に思ったときは、阿蘇市消費生活相談室（☎22-3364）に相談してください。